

自動車リサイクル法 引取業・フロン類回収業
変更届・廃業届の手引き

令和5年3月

沖縄県 環境部 環境整備課

はじめに

この手引きは、沖縄県で登録を受けた引取業者又はフロン類回収業者が行う変更届出・廃業届について説明しています。

1 提出方法等

(1) 提出部数

届出書類の提出部数は1部です。(申請者控えが必要であれば2部ご用意ください。)

(2) 受付場所

登録を受けた保健所へ提出してください。

◆ 保健所連絡先 ◆

保健所名	連絡先
北部保健所 生活環境班	0980-52-2636
中部保健所 環境保全班	098-989-6610
南部保健所 環境保全班	098-889-6846
宮古保健所 生活環境班	0980-72-3501
八重山保健所 生活環境班	0980-82-3243

2 注意事項

(1) 届出様式及び記載例については、沖縄県環境整備課のウェブページ上で入手できます。

URL:<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/recycle/car.html>

(2) 届出書等の作成を行政書士に委任する場合は、委任状を提出して下さい。

委任状には、次の事項を記載してください。

- ① 「委任状」であることの記載
- ② 委任者(押印)
- ③ 委任の範囲
- ④ 行政書士の氏名、登録番号
- ⑤ 委任した日付

(3) 自動車リサイクル法関連業のうち、異なる業の変更届を同時に行う必要がある場合(例:引取業とフロン類回収業の登録業者Aの役員に変更があった場合)は、住民票等の公的書類は、そのうちの1つに原本を添付すれば、残りの届出書等にはその写し(コピーしたもの)でも構いません。

例:引取業とフロン類回収業の届出を同時に行う場合

引取業 → 公的書類は、原本を添付

フロン類回収業 → 公的書類は、引取業に添付した原本の写し(コピー)を添付

3 変更届出について

次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に登録を受けた保健所へ変更届を提出しなければなりません。

引取業変更届出書(様式第二)又はフロン類回収業変更届出書(様式第四)に、次に掲げる書類を添付し提出してください。

必要書類一覧

届出書		<input type="checkbox"/>
誓約書		<input type="checkbox"/>
登録通知書の写し(直近に交付されたもの)		<input type="checkbox"/>
	変更事項	添付書類
共通	【申請者が個人の場合】 氏名又は住所	住民票 <input type="checkbox"/>
	【申請者が法人の場合】 名称、代表者氏名又は住所	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>
	役員(業務を執行する社員、取締役、執行役 又はこれらに準ずる者をいう。)	登記事項証明書(履歴事項全部証明書) <input type="checkbox"/>
	【申請者が未成年者の場合】 法定代理人の氏名又は名称及び住所	【個人の場合】 法定代理人の住民票 <input type="checkbox"/> 【法人の場合】 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
	事業所の名称及び所在地	事業所付近の見取図 <input type="checkbox"/>
引取業	フロン類が含まれているかどうかを確認する体制の変更	フロン類の確認方法を記載した書類又は自動車整備士や中古自動車査定士等の資格証の写し、業界団体が行う講習の受講修了証の写し等 <input type="checkbox"/>
フロン類回収業	回収しようとするフロン類の種類	①フロン類回収設備の種類及び能力を示す書類 ^{※1} <input type="checkbox"/>
	フロン類回収設備の種類及び能力 (回収するフロン類の種類の変更を伴わない場合は不要)	②フロン類回収設備の所有権(又は使用権限)を示す書類 ^{※2} <input type="checkbox"/>

* 誓約書は、引取業は「添付書類様式1-1」、フロン類回収業者は「添付書類様式1-2」を用いること

* 住民票、登記事項証明書等の公的書類については発行日から3ヶ月以内のもので最新のもの

* 住民票は、個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

※1 取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し

※2 購入契約書、納品書、領収書等の写し(他者から借りている場合、使用承諾書等も添付すること)

4 廃業届出について

次のいずれかに該当することになった場合は、その日から30日以内に、登録を受けた保健所へ廃業届出書を提出しなければなりません。

廃業届出書(第十四号様式)には、すでに交付されている登録通知書(原本)を添えて提出してください。

廃業等の区分	廃業等の届出を行うもの
死亡した場合	その相続人
法人が合併により消滅した場合	その法人を代表する役員であったもの
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	その破産管財人
法人が合併又は破産以外の理由により解散した場合	その清算人
登録に係る業を廃止した場合	引取業者(フロン類回収業者)であった個人又は引取業者(フロン類回収業者)であった法人を代表する役員

※ 廃業する場合には、使用済自動車の処理残しが無いよう、引取りを行った車両については必ず引渡しを行い、自動車リサイクルシステム上でも電子マニフェストによる報告等の処理を行った後に、廃業届出を提出して下さい。